

2019 年度以降のアスベスト関連検診（案）

（1）アスベスト関連疾患検診

- ① 検診対象者
- ② アスベスト関連疾患検診の対象疾患
- ③ アスベスト関連疾患検診の内容と体制
- ④ 精密検査が必要な場合の胸部 CT 実施機関
- ⑤ 判定部会と対象者個人への通知
- ⑥ アスベスト関連疾患のリスク相談及び心理相談

（2）アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償

- ① 文京区が主催する検診に参加する者に対する補償
- ② 別に受診等を行った画像等の読影
- ③ アスベスト関連疾患検診にかかる費用のフローチャート

(1) アスベスト関連疾患検診

①検診対象者

本件におけるアスベストばく露事態全体の概要は、文京区さしがや保育園最終報告書にまとめられている。

(ア) 園児

1999年のアスベストばく露から20年経過した元園児で、アスベスト関連疾患検診を希望する者は、2019年以降は全員を検診の対象とする。

(イ) 職員

職員と園児のリスクレベルはほぼ同等であるが、既に文京区を退職した職員は年1回の健診が行なわれていない。1999年度に在籍した職員のうち、アスベスト関連疾患検診を希望する者は、2019年以降は全員を検診の対象とする。

②アスベスト関連疾患検診の対象疾患

アスベスト関連疾患検診及び補償等の対象とするアスベスト関連疾患としては、胸膜プラーク（肥厚斑）、アスベスト関連肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の5疾患に加えアスベストで発症するおそれのあるその他の疾患とされる。建物からのアスベストばく露で過去に石綿肺の発症は報告されておらず、石綿肺の発症は職業性等の他の原因と考えられることから検診の対象外とする。

アスベスト関連疾患のうち、低濃度ばく露で早期（初ばく露から20年以降80年まで）に発症する疾患として胸膜プラークが挙げられる。健診による早期発見の意義のある疾患としては胸膜プラークおよび肺がんがあり、健診方法としては2018年時点で胸部X線写真及び必要な際の胸部CT写真とされている。

中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の3疾患は、2018年時点で早期発見の効果が証明されていない。

③アスベスト関連疾患検診の内容と体制

2019年以降、定期健診等の胸部X線写真の撮影のない検診対象者が、文京区に撮影の機会を希望した場合、文京区は対象者に対する胸部X線写真の撮影機会を委員関連の文京区内の医療機関（今後検討）にて年1回期間や日程を限定し、胸部X線写真の撮影を実施し、胸部X線写真は判定部会で年1回読影と判定を行う。文京区が指定した期間や日程に参加できなかった希望者には、別途代替措置を検討する。

20代から40代の胸部X線写真の撮影は、労働安全衛生法において毎年実施している会社から5年に1回の会社まで一定の幅がある。当該年の会社等の定期健診時の胸部X線写真(CR,DR)を健診機関から借用、当該年に症状のある疾患で受診した医療機関の胸部X線写真(CR,DR)を医療機関から借用し、画像の読影を希望される方の場合も、判定部会で年1回読影を行い判定を行う。

胸膜プラーク(疑い)事例、肺がん(疑い)事例は、より詳細なCT写真の撮影を文京区の負担で実施し判定部会で読影し判定を行う。次項で詳細は述べる。

なお、妊娠時の女性への胸部X線撮影は、推奨しない。

中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の3疾患では、早期の胸部X線検診の意義は未だ証明されてはいない。発症診断後に文京区担当課へ申し出ていただき、当該3疾患を目的とした検診は当面推奨しない。

④精密検査が必要な場合の胸部CT実施機関

(ア) 胸膜プラーク又は肺がん等のアスベスト関連疾患が疑われ、「要精密検査」等の判定を行った対象者の胸部CT写真の撮影は、指定医療機関(順天堂大学、又は文京区が指定したCT撮影委託機関)で実施する。

(イ) 前記(ア)で撮影された胸部CT写真、あるいは対象者から提供された他の医療機関で撮影された胸部CT写真は、年1回の定期判定部会と別途緊急判定部会を開催し、読影と判定を行う。読影した結果については、読影後1か月以内に、文京区を通じて対象者に対し書面で通知する。

(ウ) アスベスト関連疾患発症の報告が文京区の担当課等に寄せられた場合、年1回の定期判定部会とは別途に緊急判定部会を開催し、その中で対象者に対する詳細な相談又は聴き取り等を速やかに実施する。

⑤判定部会と対象者個人への通知

(ア) 判定部会は、最低年1回開催し、希望者から提出された当該年の会社の定期健診時の胸部X線写真(CR,DR)又は当該年に受診した医療機関の胸部X線写真(CR,DR)・CT写真、あるいは文京区が設けた撮影機会にて撮影された胸部X線写真・CT写真の読影を行い、アスベスト関連疾患等の有無を判定する。

(イ) 判定部会は、読影した結果を読影後1か月以内に、文京区を通じて対象者に対し書面で通知する。

(ウ) 胸膜プラーク又は肺がん等のアスベスト関連疾患が疑われ、提供された胸部CT写真は、緊急判定部会で読影と判定を行い、読影後1か月以内に、文京区を

通じて対象者に対し書面で通知する。

(エ) アスベスト関連疾患発症の報告が文京区の担当課等に寄せられた場合、緊急判定部会を開催し、胸部 XP・CT 写真の読影等を行うとともに、対象者に対する詳細な相談又は聴き取り等を速やかに実施する。この場合の通知や判断等は、今後の当委員会の検討と議決に委ねる。

⑥ アスベスト関連疾患検診の結果、リスク相談及び心理相談

通知の結果、判定部会の医師に対するアスベスト関連疾患に関する相談、またはアスベスト関連疾患発症のリスク等に関する相談を希望する者がいる場合には、再度判定部会を開催し、その中で判定の結果に関する個別の説明を実施する。

同様に、心理相談を希望する者がいる場合には、判定部会の臨床心理士による相談会を実施する。

(2) アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償

第1に、アスベスト関連疾患検診を受けることが必要、あるいは望ましいとされた園児及び職員らの対象者が、アスベスト関連疾患検診を受診した場合には、この受診に伴い対象者が受けた損失について文京区が補償することが望ましい。これは、対象者がアスベスト関連疾患検診を受診することにより、アスベスト関連疾患の発症に早期に気付き対処することが可能となり、文京区としても、損害を最小化することが可能となるためである。

第2に、アスベスト関連疾患を発症した場合の補償について、予め大筋を規定することにより、園児、職員又は保護者等の不安を軽減し、平穏な生活の確保に努め、万が一の発症の場合にも、対象者に多大な負担をかけることがないようにすることが望ましいためである。

① 文京区が主催する検診に参加する者に対する補償

(ア) 検診手当

文京区が、文京区主催の撮影機会を設ける場合には、対象者はそれにかかる日程調整、会場までの移動時間、会場にて説明を受ける又は撮影の順番を待つなどの時間がかかり、その時間は、本件のアスベストばく露がなければかからないものである。また、早期の検診受診により、健康被害が軽いうちに発覚することで、損害の拡大を防ぐことが可能となる。そのため、当日において4時間以内の所要時間である場合は2,500円、4時間を超える所要時間の場合は、それに加えて更に2,500円を対象者各人に対し支給することが望ましい。

(イ) 交通費

原則として、自宅から会場までの公共交通機関での移動交通費を、文京区が負担することが望ましい。その際、可能な限り現地にて支給できるよう調整されたい。なお、対象者が住所地以外の場所に居住している（寮などに住んでいる）場合には、その旨を申し出させることにより、そこからの移動（そこへの移動）と判明する場合は、その移動交通費を文京区が負担すべきであると考えられる。

② 別に受診等を行った画像等の読影

(ア) 文京区主催の撮影機会に参加できず、他の機会に撮影した胸部 X 線写真を提供する場合

特段、他病等において胸部 X 線写真の撮影が必要なく、本件でのアスベスト関連疾患検診に資することを目的として、胸部 X 線写真を撮影した場合には、まず撮影時に要した受診費用を文京区が負担することが望ましい。さらに、胸部

X 線写真を文京区が取得するための費用（文京区から医療機関への複写依頼あるいは対象者自身からの複写の提供）についても、文京区が負担することが望ましい。

(イ) 他病の検査等のために撮影された胸部 X 線写真を提供する場合

他病の検査等のために医療機関を受診し、その際に撮影された胸部 X 線写真を提供する場合、あるいは会社等の定期健診において撮影された胸部 X 線写真を提供する場合には、文京区は受診費用は負担せず、文京区が胸部 X 線写真を取得するために要した費用のみを、文京区が負担することが望ましい。

③ アスベスト関連疾患検診にかかる補償フローチャート

以上の補償内容等について、図（資料第 6-2 号）のとおり整理する。